

公的年金等を受給されている方へ

【 重 要 な お 知 ら せ 】

**確定申告の手続が
変更されました**

平成23年分の確定申告から、**公的年金等**に係る雑所得を有する方で、以下の要件に該当する方は、所得税の確定申告書の提出が不要となる旨、所得税法の一部が改正されました。

所得税の確定申告書の提出が不要となる場合

**公的年金等の収入金額（2か所以上ある場合は、その合計額）
が、400万円以下**

かつ

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下

に該当する場合

(注) 上記の要件に該当する場合であっても、

- ・ 例えば、医療費控除や寄附金控除などによる所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます（詳しくは、最寄りの税務署にご相談ください。）。
- ・ 住民税の申告が必要となる場合があります（詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。）。

詳しくは、裏面のフローチャートをご参照ください。

公的年金等を受給されている方の申告に関するフローチャート

公的年金等を受給されている方につきましては、以下のフローチャートにより所得税の確定申告書の提出の可否を**チェック** してください。

公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が、**400万円以下である** ⇒ (円)

いいえ

はい

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下である** ⇒ (円)

いいえ

※納付する所得
税額がある場
合でも、確定申
告書の提出は
不要です

はい

源泉徴収税額や予定納税額の
税額がある

所得税の還付を受けるための
申告書や株式等の損失を翌年
に繰り越すための申告書など
は提出することができます

はい

いいえ

**税 務 署 に
所 得 税 の 確 定 申 告 書 を
提 出 し て く だ さ い**

**税務署への所得税
の確定申告書の提
出は不要です**

お住まいの市区町村に
住民税の申告書の提出
についてご相談ください